



茨城労働局発表
令和3年10月26日(火)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室	
	室長	荻野 辰昭
	室長補佐	長岡 昭広
	電 話	029-224-6216

茨城県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
- 4業種について7円～30円引上げ -

茨城地方最低賃金審議会(会長 清山 玲)は、本年9月6日に茨城労働局長(下角 圭司)から諮問を受け、「鉄鋼業」など4つの業種に適用される特定(産業別)最低賃金の改正について、それぞれ専門部会を設けて調査審議を重ねてきましたが、10月26日までに、別表のとおり時間額で881円～975円引上げる答申を行いました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示など所要の手続きを行い、茨城県特定(産業別)最低賃金は、4業種とも本年12月31日(金)から効力が発生する予定です。

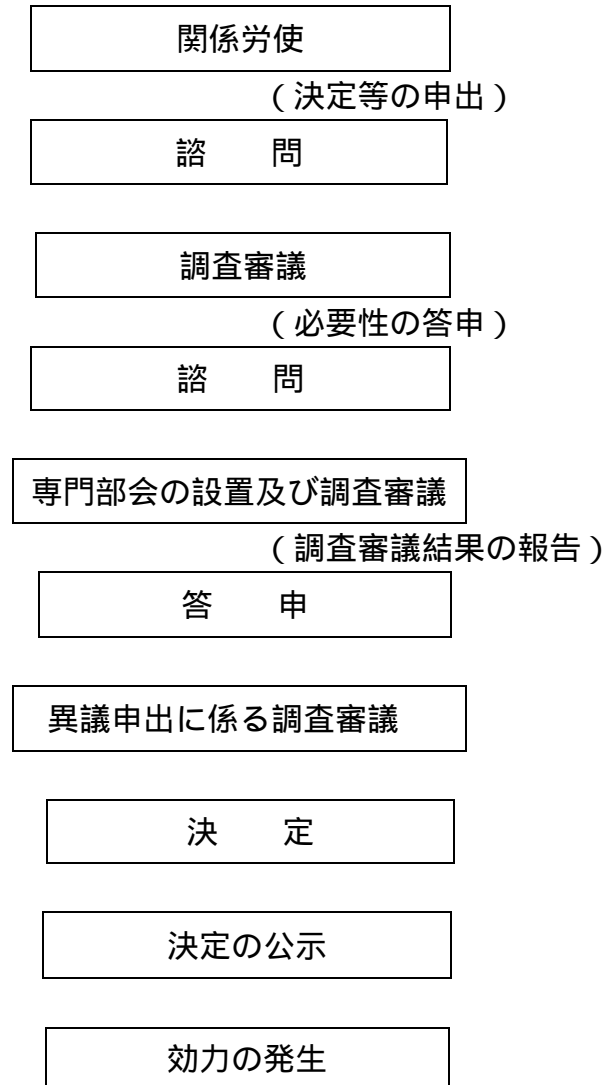
(別表)

茨城県特定(産業別)最低賃金答申額等

件名	答申日	時間額 (引上げ額)	効力発生 予定日
鉄鋼業	10月15日	975円 (30円)	12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	10月26日	935円 (28円)	12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験 機・理化学機械器具、医療用機械 器具・医療用品、光学機械器具・ レンズ、電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	10月21日	932円 (28円)	12月31日
各種商品小売業	10月19日	881円 (7円)	12月31日

< 参考 >

特定（産業別）最低賃金の改正手続の流れ



関係労使から異議申出があった場合に開催